

関東ブロック労働者協同組合法周知フォーラム（2022.9.17@一橋講堂）

労働者協同組合法制定の 現代的意義

明治大学政治経済学部

大高 研道

本日の構成

1. 私たちはどのような「社会」を生活しているのか
2. ワークスコープの経験から学んだこと
3. 労働者協同組合法のエッセンス（第1条）
4. 社会・未来に対する信頼を取り戻す
－まとめに代えて－

I. 私たちはどのような「社会」
を生活しているのか

側面①：「働く」と「生きる」

■労働環境の変化と不安定化

- 非正規雇用/ギグワークの増加/社会的困難な状態にある人びと → 不安定雇用
- 働き続けにくい職場環境/働く意味の喪失 → 働く意味の空洞化

■生活困窮・貧困の広がり

- 生活困窮者の増加
 - 子どもの貧困、ひとり親世帯の貧困
 - 障がいを抱える人びと → 可視化の困難性
- **働いていようがいまいが多くの人びとが「生きづらさ」を抱えている！**

側面②：「つながる」

■親族網の急速な縮小と関係性の希薄化

- 一人暮らし高齢者の急増
- モデルのない時代と未来に希望を持ってない子ども・若者
- 子育て困難と孤立する（母）親・・・

→問題を一人で抱え込み「助けて！」と言えない社会

→自分自身からの排除

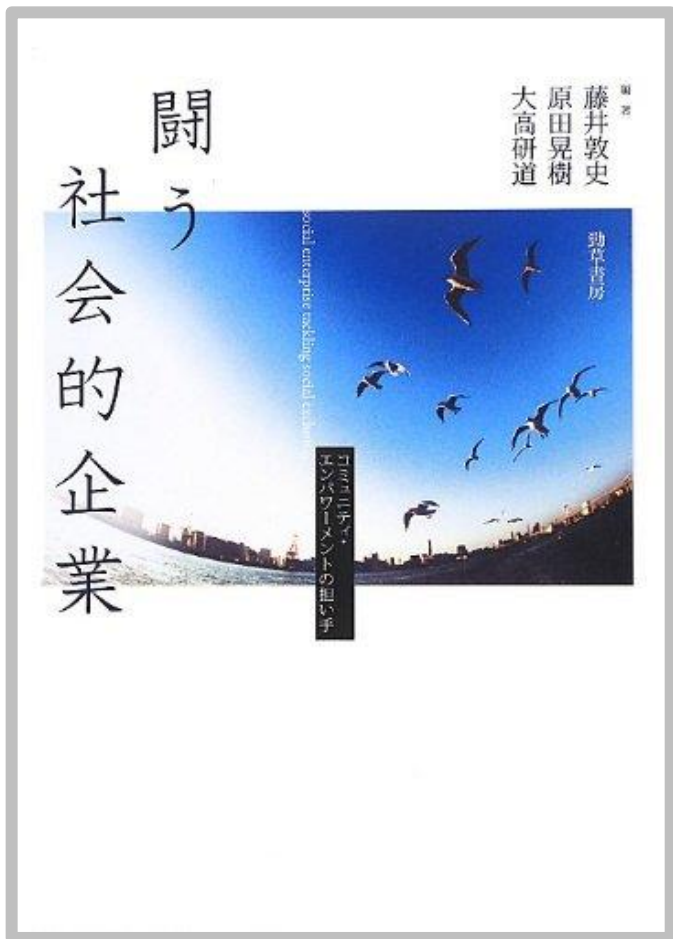


□孤立する個人と疲弊する地域

□「つながる」ことは、「生きる」と密接にかかわっている

II. ワークライフの経験から学んだこと

① 労協若者自立塾@千葉県芝山（2005年9月スタート）との出会い



大高研道「社会的企業が提起する
正統的周辺参加アプローチワーク
フェア型社会的包摂を超えて」
(第10章)

- 当事者を被支援者として対象化しない。支援者－被支援者の役割を固定しないで、互いの能力や存在を認める関係
- 誰もが役割をひろえる場（演劇ワークショップ）
- 地域住民・地元企業との協同
- **個の自立ややりがいの獲得だけでなく、労働の場や地域も元気になる働き方**

② 困難を抱えた当事者とともに

- 障害者とともに働く「**森の102（とうふ）工房・森のとうふ屋さんのてづくり菓子工房**」（所沢）
- 当事者（精神障害者）とともにつくる居場所の職場「**ピアサポートセンターそら**」（仙台）
- 若者の自立支援（地域若者サポートステーション）から地域づくりにむけた複合的事業へと展開している**但馬地域福祉事業所**（京都府・兵庫県）
- 障がいのある人もない人も対等な立場でともに働ける新しい職場、まちづくりの拠点をめざす「**篠路まちづくりテラス和氣藍々**」（札幌）、等々。

※ **障害や困難を抱えた人びととともに働く協同労働の現場は数多くある。**

特徴Ⅰ：多様な就労機会？

■既存の働き方≡自分を社会の枠に当てはめる働き方

- ・社会的困難を抱えた人びと中にはその仕事に合わせられない人も沢山いる。

■もし、今の職場にその人の力を活かせる仕事がないのであれば…

- その人ができる仕事、その人の持っている能力・資源を生かす仕事を創る
- 「もっと儲けたい」ではなく、「あの人をどうしよう、どう共に働こう」が仕事おこしのモチベーション
- それぞれの力を活かすためにはどうすればいいのか職場のみんなで徹底的に話し合う

③ 埼玉北部地域福祉事業所（埼玉県深谷）

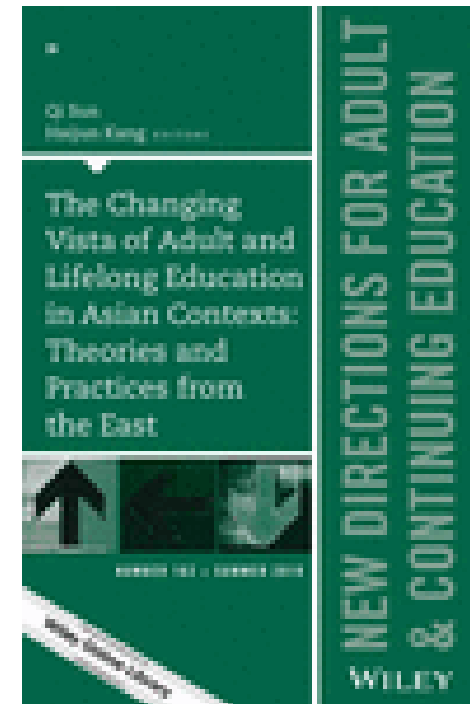


大高研道「社会的企業
から地域の協同へ」
（第5章）

- 岡元かつ子元所長は、埼玉北部の実践の特徴を次のように表現している。
- 「関わってくる人とのかかわりで次の課題がみえてきました。その課題を次の目標にするという形で、本当にこう自分たちが1つ動き出したことで課題が見え、その課題を今度は次の自分たちの新たな事業展開、地域の課題に応える仕事をつくろうというような流れになっていったというふうに思います。（中略）点から面へ、エリアへ広がる仕事おこしをやる。本当にまさにひとつのきっかけから1つ1つ事業という形になっていきました。自分達がこんなふうになりたいと思ったわけではなくて、動きをつくったことで見えてきた地域の課題に挑戦していった。それを目標に事業計画を立てて何個か作っていったというのが私たちの取り組みだったと思っています」（p.149）。

④ 東日本大震災被災地での仕事づくり (宮城県・登米市)

- 2011年：10歳代から60歳代の被災求職者を対象に取り組まれた緊急雇用創出事業登米市震災対応人材育成事業（震災復興・起業型）から生まれた多世代共生型福祉拠点
- 利用者や地域住民との関りを通して、**地域住民がさまざまな能力や技を持っている**ことを知る→地域に眠っている資源や知（技）を掘り起こし、共有し、後世に伝えていく→**誰もがその存在に意味があり、何らかの役割を果たすことが出来ることを確信**→学び**合い**、支え**合う**関係の構築



Otaka, K. (2019), Reconsidering the Meaning of Knowledge Based on Experiences of Community-Based Social Education Practice in Japan, *New Directions for Adult and Continuing Education*, No.162, pp.85-96, Wiley. DOI: 10.1002/ace.20328

特徴Ⅱ：地域の暮らしの現実（課題）が 仕事おこしの原点

- 一人の「**困った**」から目を背けない＝目の前の課題から目を背けない。
 - **協同労働が生み出すケアの思想**→つまり「**ほっとけない**」という情動
- 「**ないなら作っちゃえ！**」「**欲しい未来は自分たちでつくる！**」
- 自ら限界を設けない、諦めない
 - 「**困った**」を**つなげるチャンス**へ
 - 一つの**動き**をつくっていったら次の課題が見えてくる。そして、それを当事者・地域とともに仕事に

総じて、、、

■ いつも問題だらけ

- ・ 人間らしい組織・・・多様な人がいるのが「普通」
- ・ 地域の暮らしの現実（困難）を可視化し、そこから目を背けない

■ だれが組合員（労働者）か、利用者か、地域住民か分からない →フラットな関係

- ・ 役割を固定化しない ※雇用者－被雇用者/支援者－被支援者/サービス提供者－お客様

■ 話し合いが好き（？）な組織／学び合う組織

- ・ 表面上の話し合いを超えた対話（←協同を深めるほど違いは浮き立つ）
- ・ 話し合いの中から出てきた意見をスルーしない。
- ・ そして、単に話し合うだけでなく「対話的に考えること」と「協同で実行すること」を一体的に捉える。

III. 労働者協同組合法のエッセンス (第1条)

労協法第1条には、

- ① 今の社会の現状（直面している課題）
- ② 労働者協同組合の基本原則
- ③ 目的

が明確に記されている。

「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原則とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能な活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」（第一条）

労協法の基本枠組み（第一条：目的）

現 状

各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない

基本原理

①組合員が出資 ②意見反映 ③組合員自らが事業に従事

目 的

①

多様な就労の機会を創出

②

地域における多様な需要に応じた事業が行われる

③

もって持続可能な活力ある地域社会の実現に資する

労働・福祉・地域づくり(共生社会の実現)の3つの側面を統一的に捉える視点の重要性

【目的 1 : 就労創出】≡労働問題？

【目的 2 : 地域の多様なニーズ】≡（主に）福祉問題？

【目的 3 : 持続可能な社会】≡資本主義社会の限界？

（→共生社会の構想へ）

- ・「就労創出」―「地域の多様なニーズ」―「持続可能な地域社会の実現」の3つの側面を分離させず、これらがどのように有機的に結びつくのかを探求し続ける姿勢が肝要！



【ポイント】

- 協同労働とは、労働者（働くもの）の福祉だけでなく、関わるすべての人びとの「Well-Being（よく生きる）」という意味での広義の福祉社会を射程に入れた営み。よって、その内実をいかに豊かにしていくのか、社会に浸透させていくのかといった視点を明確に据えた協同実践・理論のさらなる深化が求められる。

IV. 社会・未来に対する信頼を取り戻す －まとめに代えて－

- 生きづらさの背後にあるもの
- 未来の姿をイメージできない私たち
 - そこに希望はあるか？
 - 持続可能な社会の建設という発想が生まれる余地はあるか？
- 協同労働を通して「存在論的不安」を「存在論的希望」へ